

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2016.04 vol.

28

CONTENTS

●労働法コラム	解雇(1)	弁護士 大武英司
●知的財産権コラム	商標権 一商標の類否判断ー	弁護士 森田博貴
●事故コラム	B型肝炎訴訟について	弁護士 高山桂
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ/GW期間中の営業日のご案内/事故専門部からのお知らせ	
●事務員紹介	「お客様が幸せになれるお手伝いができたら」	事務員 福田桃子

TOPICS ✽ 労働法コラム

第1回

解雇(1)



弁護士
大武 英司

当事務所では、4月、7月、11月と3回にわたって「労務対策徹底強化セミナー」を実施致します。そこで、セミナー期間中は労務関係のコラムを連載して参ります。今回のコラムは第1回セミナーのテーマである「解雇」について触れさせていただきます。

「解雇」は、労働者に対する懲戒処分の中で最も厳しい処分です。そのため、解雇をめぐるトラブルは、企業が抱える労務問題の代表格となっています。そして解雇の問題は大きく分ければ、①解雇に至った事由がそもそも解雇理由として認められない、②解雇手続に違法がある、といういずれかの問題に集約されます。本コラムでは順次これらの点について扱いますが、今回は解雇が争われた場合のリスクについて触れます。

解雇は懲戒処分である以上、処分理由が必要となります、解雇を正当化し得る事由が法令上具体的に列挙されているわけではなく、労働契約法に「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」（同法16条）と規定されているに過ぎません。これを分解すると、①解雇理由が客観的・合理的であり、②解雇が相当でなければならないという意味になりますが、これを「解雇権濫用法理」といい、この規定に反する解雇は全て無効となります。

「解雇が無効である」とは、使用者がはじめから解雇の意思表示をしていないことを意味するため、「労働者が労働の義務を負い、使用者が賃金を支払う関係」が存続していることになります。そこで、解雇された従業員から、従業員たる地位の確認請求訴訟が提起されるといったリスクが発生します。しかも、ここにいう労働者の労働義務は、就労の準備があることを使用者に通知さえすれば、現実に就労していないても、労働義務を履行したことになるため、使用者の賃金支払義務だけが残ります。簡単に言えば、会社側にとって従業員に何ら就労の実態がないにもかかわらず、解雇期間中の賃金を支払わなければならないという、甚大なコストを負担する結果となります。

それでは、具体的にどのような場合に解雇が認められるのでしょうか。これにつきましては、次回以降の本コラムで触れさせていただきますが、詳細につきましては、労務対策徹底強化セミナーでお話しいたします。

第6回 商標権－商標の類否判断－

弁護士
森田 博貴



1 先月のおさらい

先月の知的財産権コラムでは、商標権の効力が及ぶ範囲について解説致しました。商標権の効力は、第三者による同一または類似の標章の利用に対して及ぶところ、当該標章が登録商標のそれと類似するか否かが非常に重要なポイントとなります。

2 称呼・外観・観念による類否判断

標章の類否を判断する場合、原則的に、称呼・外観・観念から判断し、このうちの1つでも紛らわしい場合には類似と判断されます。称呼類似・観念類似・外観類似の内容と例は、以下の通りです。

①称呼類似：発音が聴覚上似ていて紛らわしい場合

Ex 「プラノ」と「プラス」

②観念類似：意味が似ていて紛らわしい場合

Ex 「太陽」と「SUN」、「王様」と「KING」

③外観類似：外観が似ていて紛らわしい場合

Ex 「ライオン」と「ティオ」

3 称呼類似

(1) 自然に生ずる発音を基準とした判断

上記3つの判断基準の中でも最も重要なのが称呼類似のケースです。

称呼類似に当たるか否かは、当該商標の自然に生ずる発音により判断されます。たとえば、「紅梅」という漢字表記による商標を出願しようとする場合、たとえそこに「ベニウメ」という振り仮名が付されていても、当該商標の自然発音には、「ベニウメ」のみならず「コウバイ」も含まれるとして、この二つの発音を基準として称呼類似の有無が判断されます。したがって、上記「紅梅」の商標出願に先行して「ベニウメ」もしくは「コウバイ」と類似する音で発音される商標が出願されていれば、称呼類似として当該「紅梅」の商標出願は拒絶されることとなります。

(2) 称呼類似判断の傾向

ア 一音相違の場合

2つの商標の発音を比べた際に、これらが発音上全体として同数音で構成され一音のみ相違している場合で、かつ、当該相違音の差が以下のような微細なものにとどまる場合、当該2つの商標は称呼類似に当たると判断される傾向にあります。

(ア) 相違する一音の母音が共通するケース

Ex 「スチッパー」と「スキッパー」

もっとも、一番最初の音（語頭音）は聴取しやすいことから、これが異なる商標の多くは非類似と判断されます。

Ex 「求職ジャーナル」と「就職ジャーナル」

(イ) 相違する一音が50音上共通の行に属するケース

Ex 「バルカン」と「バルケン」

※相違音が共に「カ」行に属する

(ウ) 相違する一音の差が清音、濁音、半濁音の差に過ぎないケース

Ex 「ヘトロン」と「ペトロン」

(エ) 相違する一音のうち少なくとも一方が弱音であるケース

Ex 「ダンネル」と「ダイネル」

※「ン」が弱音に当たる

(オ) 相違する一音の差が長音の有無に過ぎないケース

Ex 「レーマン」と「レマン」

(カ) 相違する一音の差が促音の有無に過ぎないケース

Ex 「ラッセラ」と「ラセラ」

イ 二音相違の場合

2以上の音が相違する二つの商標は、通常、称呼類似には当たらないとされます（結合商標に関する議論は、別論として次回ご紹介させていただきます）。もっとも、この場合であっても、全体の音感が紛らわしいと判断される場合にはやはり、称呼類似として扱われます。

たとえば、「リップテック」と「リブテック」とは、相違する2音の差が促音の有無及び濁音・半濁音の違いに限られるため、全体として音感が紛らわしいと判断されます。

事故コラム

第4回 B型肝炎訴訟について

弁護士
高山 桂



1 はじめに

皆様はB型肝炎訴訟というものを御存じですか？宣伝などで聞いた事がある方もいらっしゃるかと思いますが、一定の要件を満たすB型肝炎の患者さんは国から最高3600万円もの給付金をもらうことができます。特筆すべきは、B型肝炎に罹患していれば、症状がなくとも50万円の給付金を得ることができる点にあります。今月はこのB型肝炎訴訟の歴史について説明したいと思います。

2 B型肝炎訴訟の歴史

(1) 集団予防接種

そもそも、なぜB型肝炎に罹患している方に国から給付金が支払われるのか？それはB型肝炎訴訟が国によって引き起こされたからです。

皆様は小学生の時に集団で予防接種を受けた記憶はございますか？

免疫力の弱い子供達に予防接種を行うことは問題ありません。問題はその方法です。国は予防接種を強制したにも関わらず、注射器どころか、何と注射針さえ使い回す方法で、予防接種を行っていたのです。また、他の器具に関しては十分な消毒を行わず、不衛生な状態のまま、大量の子供達に予防接種を行ってしまいました。このような不衛生な手段で、ましてや他人の体に一度入った注射針を使った予防接種を受けさせられることで、子供達は体に重大なダメージを受けました。その病の一つがB型肝炎なのです。

(2) 弁護団活動

当初、国はB型肝炎に罹患した原因が集団予防接種にあることを否定し、責任を認めませんでした。集団予防接種によりB型肝炎になってしまった患者さんは本当に悲惨です。B型肝炎により肝臓を痛めてしまった人は働くことさえ難しく、資力的に十分な方は少なかった方が多

かったことから、長年問題が顕在化しませんでした。

そこで、弁護士がこの問題の重さに気付き、弁護団を結成し、ほとんど無報酬でB型肝炎の国の責任を認めさせるべく、裁判を提起しました。また、社会に対しても、B型肝炎による国の責任を周知させるため、様々な弁護士が立ち上がり、国と戦いました。B型肝炎弁護団の弁護士の先生方の活動により徐々に国の対応の問題点や責任追及の声が大きくなりました。

(3) 基本合意の締結

最高裁判所はついに、平成18年1月、国の責任を認め、国に対し賠償金を支払うように命じました。しかしながら、個別的な裁判では、全てのB型肝炎患者を救済することはできません。

そのため、弁護団は全国に数多いB型肝炎患者を救済すべく、平成23年4月、国に一律の賠償金を支払うようにするための合意を締結致しました。これが「基本合意書」と呼ばれるもので、今の給付金を支払うシステムはこのときの合意書に従って行われております。今のB型肝炎の患者さん救済の道を切り開いたのは、まさにB型肝炎弁護団の先生方の活動によるものでした。

3 当事務所での活動

当事務所の事故専門部ではこのような予防接種事故に関する対応しております。肝がんをはじめとするB型肝炎ウイルスに罹患したことを原因とする国家賠償請求訴訟の経験もございます。B型肝炎に罹患され、苦しんでいる方々の力になれればと思い、日々当事務所は全力で国と戦っております。

B型肝炎と診断された方は、ぜひ一度当事務所に御連絡ください。一緒に国と戦いましょう。

\ 法人・事業主向け /

セミナー開催のお知らせ

3回で全て分かる!

労務対策徹底強化セミナー

第2回または第3回のみの参加でも大丈夫です。ぜひご参加ください!!

第2回

「賃金(残業代)をめぐるトラブルと対策」

開催日時 7月28日(木) 18:30~20:30 講師 森田 博貴(当事務所弁護士)

会場: ソラリア西鉄ホテル鹿児島7F「HIMAWARI」 参加費: 10,000円 顧問先様は参加費無料!!

・弊所ホームページ「セミナー・講演実績」でもご確認頂けます。

・第3回は…『ハラスメント～会社を悩ます社員への対策～』開催日: 11月17日(木) 講師: 戸田晃輔

参加申込・お問合せ

☎ 099-822-0764

(セミナー担当: 宮原)

✉ メールフォーム

http://www.kotegawa-law.com/contact/

GW期間中の営業日のご案内

GW期間中は、曆通り【土・日・祝祭日】が休業日となっております。

営業日の営業時間は、通常通り、9:00~18:30です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

\ 事故専門部からのお知らせ /

ホームページ
統々更新中!

先日、ハートピアかごしまにて開かれた、子どもの高次脳機能障害支援のための研修会に参加して参りました。その所感はこちらになります。 WEB http://www.kagoshima-kotsujiko.com/765/76514/

事務員コラム
事務員紹介編

福田 桃子

鹿児島生まれ鹿児島育ちです。短大卒業後鹿児島市内での勤務を経て、1月より入所致しました。休日は温泉巡りや飼っている猫と遊ぶなど、のんびり過ごしています。

お客様が幸せになれる手伝いができたらと
考えております。

初めまして。1月末より入所致しました。

現在経理として勤務しており、縁の下でグレイスを支えられるよう、日々実践と復習の毎日を送っています。

法律事務所は日常で来ることの少ない場所であると思います。初めていらっしゃる方の中には、自分の力だけでは解決できないトラブルで不安な気持ちを抱えていらっしゃる方も多いと思います。

私はお客様と接する機会の少ない立場ではありますが、いらっしゃってくださった方が少しでも緊張を解いてくださるよう、お出迎えの際には安心できる雰囲気づくりを心掛けております。

2ヶ月少しと日は浅いですが、グレイスに入社し感じる事は、グレイスの所員全員がお客様の未来を明るくするため邁進しているということです。

私も、間接的にではありますが、お客様が幸せになれる手伝いができたらと
考えております。今後ともよろしくお願ひいたします。

事務所の入口に席を設けている彼女は、来所されたお客様のご案内係を務めています。所内ではマスコット的存在ですが、愛らしい見た目からは想像できないガツツがあり、大雪の日に徒歩で2時間かけて出勤した時は所員を驚かせていました。

事務局長から見た福田さんはこんな人!

弁護士法人グレイス
E-mail info2@grace-law.jp
http://www.kotegawa-law.com<鹿児島事務所>
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1アルボーレ鹿児島6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765<東京事務所>
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布3243
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか?

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など

<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など

<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

アメブロ 弁護士法人グレイス

<当該事務所HPからもアクセス可>

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間: 平日9:00~18:30
※緊急案件については土日でも対応できる場合があります